

第 49 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 3 年 4 月 2 4 日（土）

議題 1 「国の緊急事態宣言について」

[結果]

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和 3 年 4 月 2 3 日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされた。

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 2 5 日から令和 3 年 5 月 1 1 日までの 1 7 日間とする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

香川県対処方針に基づき、令和 3 年 4 月 4 日から 5 月 1 5 日までを「感染拡大防止集中対策期」に位置付け、県民の皆さま、事業者の皆さまには、感染防止対策の徹底をお願いしているところであるが、緊急事態宣言の発令に伴い、「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」のとおり、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛等について協力要請などをお願いする。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。